

障発0804第6号  
令和2年8月4日

各都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
(公印省略)

令和2年度サービス管理責任者等指導者養成研修会の開催について

標記研修会を別紙要綱により開催することとしたので、受講者の推薦について、  
特段の御配慮を願いたい。

## 令和2年度サービス管理責任者等指導者養成研修実施要綱

### 1 目的

本研修は、都道府県が実施する「サービス管理責任者研修」及び「児童発達支援管理責任者研修」並びに専門コース別研修（意思決定支援）において、企画立案・運営又は講師の役割を担う指導者を養成することを目的として実施する。

### 2 主催者

厚生労働省

### 3 内容

標準カリキュラム（今年度は実践研修及び専門コース別研修（意思決定支援）に係る内容を中心とする。）の内容の伝達等を予定

### 4 開催期間

令和2年9月16日（水）から18日（金）まで

※ ただし、別紙プログラムのうち、実施区分が「映像配信・オンデマンド」となっているものについては、双方向通信によるプログラム開始までの間に受講（視聴）しておく形とする（映像の公開は9月10日頃を目途とする予定）。

### 5 開催場所

国立障害者リハビリテーションセンター学院（埼玉県所沢市並木4丁目1番地）

※ ただし、受講者は、今年度実施する全ての研修プログラムについて、オンライン形式（映像配信・オンデマンド形式及びZoomによる双方向通信形式）にて受講するものとする。

### 6 受講対象者

本研修の受講対象者は、次のとおりとする。

- (1) 都道府県研修において企画・運営又は講師として携わる中心的な役割を担う者であって、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年9月29日厚生労働省告示第544号）（以下「平成18年厚労告第544号」という。）又は障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年3月30日厚生労働省告示第230号）（以下「平成24年厚労告第230号」という。）の要件を満たし、かつ都道府県が推薦する者

ア. サービス管理責任者等研修部分の企画・運営又は講師を担当する者（予定の者を含む）

イ. 専門コース別研修（意思決定支援）部分の企画・運営又は講師を担当する者（予定の者を含む）

※ ア. イ. は同一の者が連続して受講しても、それぞれの部分を別の者が受講してもよい。（それぞれの研修の企画立案を中心となって行う者が受講すること。）

※ 専門コース別研修（意思決定支援）はサービス管理責任者等及び相談支援専門員に共通するカリキュラムであることに留意されたい。

※ 昨年度までの国研修との一定の継続性を保つ観点から、適宜、昨年度の受講者と情報を共有すること。

※ なお、過去に本研修を修了している者が受講して差し支えない。

（２）都道府県職員であって、「サービス管理責任者研修」又は「児童発達支援管理責任者研修」を担当している者

## 7 受講者数

各都道府県の受講者数は、次のとおりとする。

（１）６の（１）に該当する者

ア. サービス管理責任者等研修部分を受講する者

1名

イ. 専門コース別研修（意思決定支援）を受講する者

1名

（２）６の（２）に該当する者

1名

※ 双方向通信（Zoom）で行うプログラムの取扱いについて

別紙プログラムのうち、双方向通信（Zoom）で行うプログラムについては、1都道府県あたり最大2名の受講が可能である。また、一部のプログラムの受講者については、下記の通り取り扱うことができるものとする。

- ・ 9月17日に実施する「PG15情報交換Ⅱ」については、6の（１）アに該当する者を1名追加で登録することができる。（その場合、6の（２）に該当する者は当該プログラムを受講することはできない。）
- ・ 9月18日に実施するPG20～PG25については、6の（１）イに該当する者を1名追加で登録することができる。（その場合、6の（２）に該当する者は当該プログラムを受講することはできない。）

## 8 受講手続

都道府県は、受講者を選考の上、令和2年8月18日（火）までに、（１）（２）については電子メールで、（３）については受講申込者全員の承諾書を取りまとめの上、郵送で12の（２）の国立障害者リハビリテーションセンター学院宛申込手続きを行うこと。

なお、電子メールを送信する際には、件名の冒頭に、都道府県名を記入すること。

- (1) 「令和2年度サービス管理責任者等指導者養成研修受講申込書」(別紙様式1)  
受講者の氏名欄については、誤字・脱字・ふりがな誤り等のないよう留意すること。

※ 受講者の相互の連携強化に役立てることを目的として、当該受講申込書を基に、都道府県名、氏名、所属及び電子メールアドレスを記載した「受講者名簿」を受講者に配付する予定であるので、当該名簿への記載を希望しない者は、備考欄にその旨を付記すること。

- (2) 「障害のある受講者に対する特別措置の申出書」(別紙様式2)

※ 推薦する受講者の中に、障害により特別な措置を必要とする者が含まれる場合に限るものとする。

- (3) 承諾書(原本)

## 9 受講者の決定及び通知

受講者の決定は、国立障害者リハビリテーションセンター学院が行い、決定後速やかに各都道府県に対し通知するものとする。

## 10 研修経費

研修資料は電子媒体で配布するため、今年度は徴収しない。

なお、印刷を行う場合の費用は受講生が負担するものとする。

また、通信環境等に係る費用は受講生が負担するものとする。

## 11 留意事項

- (1) オンラインで配信される講義は、受講者以外にも、研修企画・立案に従事する者の視聴を可とする(公開日以降、令和2年度内は視聴可とする)。ただし、広く一般に公開するものではないため、視聴する者の選定や配信チャンネルに関する情報は都道府県の責任において管理すること。

- (2) 双方向通信により実施するプログラムはその様子を録画し、(1)同様の取扱方法にて視聴を可とする。そのため、都道府県はこのことに同意する者を推薦すること。

- (3) 本研修で使用する映像のハードディスク等の媒体への保存や再配布、都道府県研修等への二次利用を行うことは禁止する。著作権や肖像権等の侵害となる場合もあるので、十分注意すること。

- (4) 研修資料の都道府県研修等への利用にあたっては下記の要領を遵守すること。

・引用する場合は、下記の例のとおり出典及び箇所を明示すること。

例「出典：令和2年度サービス管理責任者等指導者養成研修資料 p. ●」

・一部改変して引用する場合は、改変した旨を明示すること。

例「出典：令和2年度サービス管理責任者等指導者養成研修資料 p. ●(一部改変)」

## 12 照会先

### (1) 本研修の内容及び課題等に関する事項

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
地域生活支援推進室相談支援係

住所：〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

T E L : 03-5253-1111 (内線 3149)

F A X : 03-3591-8914

E-mail : soudan-shien@mhlw. go. jp

### (2) 本研修の受講手続、受講決定等に関する事項

国立障害者リハビリテーションセンター学院

住所：〒359-8555 埼玉県所沢市並木 4-1

T E L : 04-2995-3100 (内線 2619)

F A X : 04-2996-0966

E-mail : ML-gakuin-kensyu5@rehab. go. jp

U R L : [http://www.rehab.go.jp/College/japanese/kenshu/schedule\\_2020/](http://www.rehab.go.jp/College/japanese/kenshu/schedule_2020/)

## 令和2年度 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修プログラム

### ●サービス管理責任者等研修部分

令和2年7月29日現在検討中の案であり、今後変更される場合があります。

実施区分	月 日	時間	所要	標準カリキュラム上の時間	プログラム	受講区分			
						6(1)ア	6(1)イ	6(2)	
映像配信 オンデマンド	事前学習 9/17のプログラム開始までに事前学習をしておくこと	-	20分	-	企画立案	PG01 研修受講ガイダンス(重要事項の説明)	◎	◎	◎
		-	30分	-		PG02 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者とはI(講義)	◎	○	◎
		-	60分程度	-		PG03 サービス管理責任者・児童発達支援責任者とはII(シンポジウム)	◎	○	◎
		-	60分程度	-		PG04 人材育成とその方法(シンポジウム)	◎	○	◎
		-	40分	60分	実践研修	PG05 障害者福祉政策(児童福祉政策)の最新の動向	◎	-	◎
		-	60分	120分		PG06 モニタリングの方法	◎	-	◎
		-	90分	270分		PG07 個別支援会議の運営方法	◎	-	◎
		-	80分	90分		PG08 サービス提供職員への助言指導について	◎	-	◎
		-	90分	120分		PG09 実地教育としての事例検討会の進め方	◎	-	◎
		-	45分	50分		PG10 サービス担当者会議等におけるサービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)の役割	◎	-	◎
		-	45分	50分		PG11 (自立支援)協議会を活用した地域課題の解決に向けた取組	◎	-	◎
		-	50分	110分		PG12 サービス担当者会議と(自立支援)協議会の活用についてのまとめ	◎	-	◎
双方向通信 (Zoom)	9月17日 (木)	13:00~13:15	15分	-	企画立案	PG13 オリエンテーション	◎	/	◎
		13:15~14:30	75分	-		PG14 情報交換I(自治体職員向け)	◎		◎
		14:45~16:45	120分	-		PG15 情報交換II(研修企画立案者向け)	◎		-
		16:50~17:15	20分	-		PG16 研修の振り返り(サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修)	◎		◎

### ●専門コース別研修(意思決定支援)部分

実施区分	月 日	時間	所要	標準カリキュラム上の時間	プログラム	受講種別			
						6(1)ア	6(1)イ	6(2)	
映像配信 オンデマンド	事前学習 9/18のプログラム開始までに事前学習をしておくこと	-	60分	60分	専門コース別研修・意思決定支援	PG17 意思決定支援における基本的考え方	○	◎	◎
		-	30分	30分		PG18 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン解説	○	◎	◎
		-	30分	30分		PG19 意思決定に向けた支援プロセス(概説) 支援付き意思決定と代理代行決定	○	◎	◎
双方向通信 (Zoom)	9月18日 (金)	9:50~11:00	70分	60分	専門コース別研修・意思決定支援	PG20 意思決定支援における好事例紹介・課題事例検討 心からの希望に焦点を当てた支援事例	/	◎	○
		11:00~11:10	10分			休憩			
		11:10~12:00	50分	60分		PG21 意思決定に向けた支援プロセス 映像で学ぶ意思決定支援-実践に向けたポイント		◎	○
		12:00~13:00	60分			昼休憩			
		13:00~14:10	70分	50分		PG22 意思決定に向けた支援プロセス続き 映像で学ぶ意思決定支援-実践に向けたポイント		◎	○
		14:10~14:20	10分			休憩			
		14:20~15:00	40分	30分		PG23 意思決定支援上の情報収集と記録(演習)① 微かに聞こえる声を聴く		◎	○
		15:00~15:10	10分			休憩			
		15:10~15:50	40分	30分		PG24 意思決定支援上の情報収集と記録(演習)② 揺れるところを見る化する		◎	○
		15:50~16:00	10分			休憩			
16:00~16:30	30分	10分	PG25 まとめ・意見交換	◎	○				

◎ 必ず受講する ○ 必須ではないが受講が望ましい - 受講は必須ではない(任意で視聴してもよい)